

平成30年9月18日

事業主様

兵庫県建築健康保険組合

海外に在住し日本国内に住所を有しない被扶養者の 認定事務について（お知らせ）

健康保険の被保険者に扶養される者（以下「被扶養者」といいます。）については、健康保険法第3条第7項各号において、「被保険者の直系尊属、配偶者、子、孫及び兄弟姉妹であって、主としてその被保険者により生計を維持するもの」、「被保険者の三親等内の親族で前号に掲げる者以外のものであって、その被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの」等と規定されているところです。

今般、海外に在住し日本国内に住所を有さない者で被扶養者の認定を受けようとする者（以下「海外認定対象者」といいます。）について、身分関係及び生計維持関係の確認をする際に、日本国内に住所を有する者で被扶養者の認定を受けようとする者（以下「国内認定対象者」といいます。）に求めている証明書類（国内の公的機関で発行される戸籍謄本や課税証明等）の提出が困難な場合において、統一的な取扱いとなるよう下記のとおり整理した旨、平成30年3月22日付け保保発0322第1号をもって厚生労働省保険局保険課長から健康保険組合理事長あてに通知がありましたので、お知らせします。

記

第1 現況申立書の作成について

被保険者が海外認定対象者に係る健康保険被扶養者（異動）届を提出するにあたり、認定対象者の現況についての申立書（以下「現況申立書」（別紙）といいます。）を作成し、提出すること。

第2 身分関係、生計維持関係の確認書類について

現況申立書に記載された内容について、記載の内容のみをもつての認定は行わず、必ず以下の書類により確認すること。

なお、書類が外国語で作成されたものであるときは、その書類に翻訳者の署名がされた日本語の翻訳文を添付すること。

1 身分関係の書類

国内認定対象者に求めている証明書類の提出が困難な場合は、次の書類の添付を

求めることにより、被保険者との身分関係を確認すること。

- ・続柄が確認できる公的証明書又はそれに準ずる書類

2 被保険者と海外認定対象者が同一世帯に属していない場合の生計維持関係の確認

(1) 認定対象者の収入の確認

国内認定対象者に求めている証明書類の提出が困難な場合は、次のいずれかの書類の添付を求めることにより、海外認定対象者の年間収入が130万円未満（認定対象者が60歳以上又は障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合は、年間収入が180万円未満）であることを確認すること。

（収入がある場合）

- ・公的機関又は勤務先から発行された収入証明書

（収入がない場合）

- ・収入がないことを証明する公的証明書又はそれに準ずる書類

(2) 被保険者の仕送り額等の確認

海外認定対象者に対する被保険者からの送金事実と仕送り額について、次の書類の添付を求めることにより確認すること。

- ・金融機関発行の振込依頼書又は振込先の通帳の写し

上記(1)と(2)の額から、海外認定対象者の年間収入が被保険者からの年間の仕送り額未満であることを確認できた場合、原則として被保険者が生計を維持しているとすること。

3 被保険者と海外認定対象者が海外で同一世帯である場合の生計維持関係の確認

上記2(1)に加え、海外認定対象者の年間収入が被保険者の年間収入の2分の1未満であることを確認すること。

また、次の書類の添付を求めることにより、被保険者と同一世帯であることを確認すること。

- ・被保険者と同一世帯であることを確認できる公的証明書又はそれに準ずる書類

なお、被扶養者の認定を受けようとする者が被保険者の直系尊属、配偶者、子、孫及び兄弟姉妹以外の三親等内の親族である場合は、被保険者と同一世帯に属している必要があること。

4 留意事項

- (1) 日本国籍の者で海外に在住している者を被扶養者とする場合も、今般の通知に基づき、被扶養者の認定を行うこと。
- (2) 健康保険組合の判断により、判断基準を追加や緩和することは認められないこと。
- (3) 提出を求める確認書類に代えて本人申立てとすることは認められないこと。
したがって、確認書類を提出できない場合は、認定することはできないこと。
- (4) 健康保険組合が通知に基づかない被扶養者認定を行ったことが判明した場合に

は、厚生労働省から認定の見直し及び通知に基づく事務の徹底について指導が行われること。

- (5) 仕送りが振込の場合に、預金通帳等の写しを徴する際、振込者、振込先の者及び振込額が明らかであること。
- (6) 仕送りが手渡しにより行われている場合は、認められないこと。
- (7) 被保険者の資格取得日において、まだ仕送りが行われていないのであれば、添付書類が提出できないため、認定することはできないこと。初回の仕送りがなされた時点で、被扶養者の要件を満たしていれば、被扶養者として認定できるものであること。

なお、年間複数回の仕送りを予定している場合、被扶養者認定日時点においては、仕送りの金額を元に今後1年間で生計維持に必要な程度金額となるような回数等であれば可とするが、その後の健康保険組合における被扶養者に係る確認時において、改めて実績に基づく仕送りの金額及び回数を確認し、継続した仕送りによる生計維持が確認できない場合は、被扶養者の認定を見直すこととする。

- (8) 「年間収入」は、認定対象者の過去の収入、現時点の収入又は将来の収入の見込みなどから、今後1年間の収入を見込むものとする。その際には、被保険者本人の申立てのみをもって見込額を確認することは認められず、収入がある場合は、公的機関又は勤務先から発行された収入証明書、収入がない場合は、公的機関から発行された収入がないことを証明する公的証明書又はそれに準ずる書類により確認すること。なお、準ずる書類については、認定を行う前に、厚生労働省保険局保険課に協議をする必要があること。
- (9) 円への換算は、被扶養者異動届等の受付日の外国為替換算率（売レート）を用いて、算定すること。なお、その際、具体的な外国為替換算率は、電信売相場（TST）を使用すること。

具体的事案が生じた場合、健康保険組合にご連絡をお願いします

被扶養者 現況申立書 (海外に在住し日本国内に住所を有しない被扶養者用)

1. 被保険者

フリガナ			被保険者証の記号	被保険者証の番号
氏名				

2. 被扶養認定対象者

フリガナ			生年月日			年齢	被保険者との続柄	在住先の国名(※)
氏名			年	月	日			

※可能な場合は、州名、省名も記載してください。

被扶養者として申請した理由

3. 認定対象者の現況

(1)

収入	あり	なし
----	----	----

年額	円	内訳	給与	年額	円	年金	年額	円
			事業収入	年額	円	その他(※)	年額	円

※(収入の内容を具体的に記載)

(2)

仕送り状況	年額	円	仕送方法	送金 ・ その他 ()	仕送頻度	毎月	年回
-------	----	---	------	--------------	------	----	----

→

1回あたりの仕送り額	約	円
------------	---	---

※ で囲われている事項については、証明書類による確認を行いますので、必ず提出してください。